北名古屋市監査公表第２０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和８年１１月６日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進

北名古屋市監査委員　つ る た り え

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間

政策調整課及び秘書広報課

対象期間　令和８年４月１日から令和８年９月２８日までの所管事務

実施期間　令和８年９月２日から令和８年９月２８日まで

２　監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

３　監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

政策調整課及び秘書広報課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜政策調整課＞

主な所管事務は、重要な施策の企画、立案及び総合調整、総合計画、広域行政、市章、市民憲章、都市宣言等、各種連携の調整、公有地の拡大の推進、地方創生、行政改革の推進、公共施設の総合調整、公共施設設備の技術支援、行政組織、統計調査、統計資料の収集、整理、保存及び公表、総合政策部の庶務、他の部に属さない施策の

企画に関する事務である。

⑴　契約事務について

北名古屋市市政２０周年記念式典運営業務委託について、契約書において取り交わした履行内容の一部である成果物の納品を、完了検査の実施後に受けたものがあった。

意　見

業務委託契約の事務執行にあたっては、当初契約において委託した業務の履行状況等を適宜確認するとともに、業務の進捗により委託内容等に変更が生じていないか確認されたい。また、変更の必要がある際は、委託業務の内容や契約金額等への影響を精査、検証し、適切かつ明確に反映した変更契約が締結されるよう留意されたい。

＜秘書広報課＞

主な所管事務は、市長及び副市長の秘書、市の後援依頼、市長会、ほう章及び表彰、儀式及び交際、国内交流及び国際交流、パブリックコメント、広報及び広聴、報道機関との連絡調整、デジタル広報の推進に関する事務である。

⑴　庶務事務について

旅行命令簿（出張伺）が作成されていない出張があった。

意　見

⑴　契約事務の執行にあたっては、事務の適正性を確保し、かつ執行状況等を適時に確認ができるよう、関係文書の整然とした保管について留意されたい。

⑵　広報の掲載記事の判断に当たっては、広報紙の持つ公共性や公益性等の特性を考慮し、対象事業等の内容を精査したうえで真に紙面へ掲載することが適当であるか勘案し行われたい。